

第47回 大崎上島町公共交通連携協議会

令和7年6月2日(月) 13時30分～
大崎上島町役場本庁 2階大会議室

開 会

あいさつ

委員紹介

議 題

1. 報告事項

(1) 令和6年度事業報告について	2
(2) 令和6年度交通対策事業実績・令和7年度予算について	8
(3) 大崎上島町地域公共交通計画に係る目標の評価指標達成状況について	13
(4) スマート海上バス「ゆき姫」試験運航結果及び令和7年度計画について	資料1 資料2

2. 協議事項

(1) 令和6年度収入支出決算(案)について	14
(2) 令和7年度収入支出予算(案)について	16
(3) 令和7年度事業計画(案)について	17
(4) 地域公共交通計画(第2期)の策定について	18

3. その他

添付資料

大崎上島町公共交通連携協議会委員名簿	19
大崎上島町公共交通連携協議会規約	20
大崎上島町公共交通連携協議会財務規程	22
大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程	24

1. 報告事項

(1) 令和6年度事業報告について

ア 協議会の開催

	開催日・会場	内 容
第43回	令和6年6月27日(木) 13時30分～ 大崎上島町役場本庁 2階大会議室	■報告事項 (1) 令和5年度事業報告について (2) 令和5年度交通対策事業実績・令和6年度予算について (3) 令和5年度収入支出決算について (4) 大崎上島町地域公共交通計画に係る目標の評価指標達成状況について (5) 竹原大長航路(高速船)の運航休止について ■協議事項 (1) 令和6年度収入支出予算(案)について (2) 令和6年度事業計画(案)について
第44回	令和6年8月28日(水) 13時30分～ 大崎上島町役場本庁 2階大会議室	■報告事項 (1) 大崎上島町における公共交通の再編に係る説明会の開催結果について (2) 行政連絡会の協議状況について ■協議事項 (1) おと姫バスの運行条件の見直しについて
第45回	令和6年11月11日(月) 13時30分～ 大崎上島町役場本庁 2階大会議室	■報告事項 (1) 高速船運航休止の届出の提出等について (2) 自動運航型旅客・貨物輸送サービス導入及び効果検証等業務について ■協議事項 (1) コミュニティバス「おと姫バス」の見直しについて
第46回	令和7年1月27日(月) 13時30分～ 大崎上島町役場本庁 2階大会議室	■報告事項 (1) 高速船運航休止に伴う明石小長フェリー航路の運航回数等について ■協議事項 (1) 令和7年度以降の路線バス及び町営コミュニティバス「おと姫バス」の運行について

イ 地域公共交通計画に基づく事業

(ア) 陸上交通の運行及び改善事業

a 運行見直しの概要

令和6年4月より本格運行している「デマンド型おと姫バス」の利用ニーズが高いことを受けて利便性を高める見直し検討を行うと共に、今後も安定した運行を維持していくために、おと姫バスの路線見直しや利用運賃の改定、並びに、路線バス（さんようバス）の運行見直しについて検討した。その結果、令和7年4月1日より新しい内容での運行が始まっている。

表 おと姫バスの運行見直し概要

運行見直し概要	見直し前	令和7年4月1日より
ア) デマンド型運行の車両台数増加	・デマンド型 2台 ・定時定路線型 2台	・デマンド型 3台 ・定時定路線型・デマンド型併用 1台 ※デマンド型での運行台数が4台に増加
イ) 運行時間の拡大	・デマンド型 7時～18時 ・定時定路線型 7時～19時	・デマンド型 7時～21時 ・定時定路線型 平日 6時台 土日祝 6時～16時 ※朝・夜に利用できる時間帯が拡大
ウ) デマンド型運行の乗降ポイント増加	102箇所	145箇所 ※43箇所のポイント増加
エ) フリー乗降	デマンド型：なし 定時定路線型：あり	デマンド型：降車のみあり 定時定路線型：あり
オ) 運賃改定	・大人 100円 ・小人 50円	・大人 200円 ・小人 100円 ※大人100円、小人50円の値上げ

b 路線バス（さんようバス）及びおと姫バスの運行イメージ

平日の運行イメージ

運行時刻	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時
路線バス																
おと姫バス1号																
おと姫バス2号																
おと姫バス3号																
おと姫バス4号																

※ 定時定路線型おと姫バスを早朝5時台～6時台のみ運行。デマンド型おと姫バスは7時から21時まで4台で運行。

休日の運行イメージ

運行時刻	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時
路線バス																
おと姫バス1号																
おと姫バス2号																
おと姫バス3号																
おと姫バス4号																

※ 路線バスが運行していない時間帯を定時定路線型おと姫バス1台の運行で補完。デマンド型おと姫バスは3台で運行。

定時定路線型:

デマンド型:

土曜日一部運行:

c コミュニティバス（おと姫バス）の運行実績

利用者数の推移 ※令和7年4月末まで

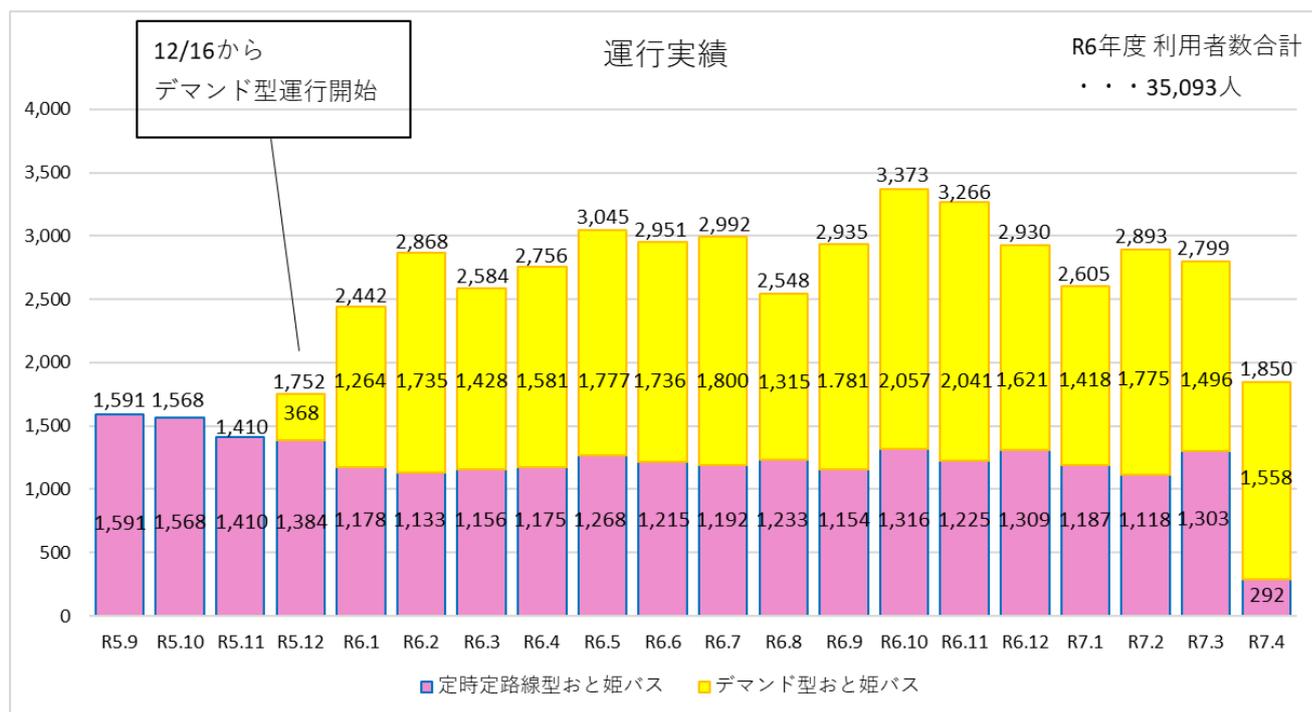


図 利用者数の推移

(イ) 海上交通の運航及び改善事業

a 竹原大長航路（高速船）の運航休止について

令和6年度末での高速船運航休止の合意に基づき、しまなみ海運株式会社は、竹原～大長間の高速船航路の休止届出を中国運輸局尾道海事事務所に提出し、令和6年9月27日付で受理された。しまなみ海運株式会社では、令和6年10月1日（火）以降、各港、船内やウェブサイトにおいて、高速船の運航休止について周知している。

b 明石小長フェリー航路の維持

明石小長フェリー航路は、大崎上島及び大崎下島の住民のみならず、広域周遊の促進においても重要であり、将来にわたって安定的に維持していく必要があることから、呉市と協議を重ねた結果、これまで呉市単独で負担していた赤字補填を、令和7年度以降は共同で負担することに合意している。

明石小長フェリー航路利用実績

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
旅客	40,374人	37,456人	36,899人	31,767人	28,664人
車両	17,618台	16,966台	15,769台	13,501台	12,198台

c スマート海上バス「ゆき姫」試験運航結果について

令和7年1月13日～3月31日において、自動運航機能を活用したスマート海上バス「ゆき姫」の試験運航を行った。結果詳細は、資料1に示す。

(ウ) 公共交通利用促進事業

a 高齢者を対象としたバスの乗り方教室の実施

バスの利用促進を図るため、サロン等を利用する高齢者にデマンド型おと姫バスの利用に伴う事業及び予約方法の説明を実施した。

・実施回数：20回

・参加者：述べ193人（20団体）

・実施内容

①デマンドバス概要、電話予約の流れ、予約当日の乗車方法、利用者登録申請、利用ガイドの乗降ポイントの確認

②利用者登録及びアンケートの実施

実施日	対象	参加人数
令和6年 11月7日(木)	木江女性会	8名
11月9日(土)	天満区サロン	14名
11月12日(火)	野賀区サロン	11名
11月13日(水)	鮎崎区民	10名
11月13日(水)	ふれあい工房スタッフ	9名
11月21日(木)	上の谷サロン	7名
11月23日(土)	東原下サロン	11名
11月24日(日)	大田区サロン	8名
11月27日(火)	沖浦サロン	13名
12月2日(月)	福祉会児童スクール	7名
12月6日(金)	福祉会児童スクール	8名
12月12日(木)	宇浜区サロン	7名
12月21日(土)	外表サロン	17名
令和7年 1月23日(木)	岩白サロン	12名
1月27日(月)	豊町・豊浜町民	3名
2月6日(木)	100歳体操参加者	6名
2月13日(木)	ライオンズクラブ会員	12名
2月17日(月)	豊町・豊浜町民	2名
2月19日(水)	小原サロン	15名
3月11日(火)	本郷サロン	13名

乗り方教室におけるおと姫バスに関する意見・要望

- ・料金は100円が便利だったが、200円になるのか？
 - (料金は上がるが、従来の200円に戻すイメージと説明)
- ・フェリーと路線バス間でうまく乗り継ぎできる便を増やしてほしい。
 - (次回のダイヤ改正がいつかわかりませんが、ご要望は承りましたと説明)
- ・予約が取りづらいと聞いている。
 - (4月以降バス台数が増える予定と説明)
- ・デマンドバスで後から予約した人に合わせて時間を変えるのはやめてほしい。
 - (AIが乗合状況や道路状況等に応じ効率的なルートを生成しているもので、あとから予約した方を優先している訳ではないと説明)
- ・今回乗降ポイントが増えているが、要望すればまた増えるのか？
 - (当面増える予定はないが、ご要望は承ったと説明)

b 公共交通利用促進のための町広報紙活用

○陸上交通の運行見直しについて

コミュニティバス（おと姫バス）、路線バス（さんようバス）の運行見直しの周知を図り、利用を促進するため、広報紙へ記事を掲載した。

掲載月	ページ	内容
R7.3	2	令和7年4月1日からの町内バス見直しについて

～ 令和7年4月1日(火曜日)より ～

大崎上島町の「バス」が変わります

運行サービス維持のために

令和7年4月1日からのバス路線図

凡例
 ●さんようバス(路線バス)
 ●おと姫バス
 ●明石港・木江・大田・大西港線

※バス停名は、さんようバス・おと姫バス共通。ただし、「付」付きはおと姫バスのみ。

「さんようバス(路線バス)」の見直し

- 時刻表(ダイヤ)を見直します。
- 月曜日～金曜日は、従来の1日8便運行から7便に変更します。

時刻表(ダイヤ)が変わります(運行するルートの変更はありません)。新しい時刻表をご確認いただき、お乗り間違えのないようお願いします。運賃に変更ありません。

定時定路線型「おと姫バス」の見直し

※定時定路線とは、決まったルートを時刻表通りに運行するバスのことです

- 従来の路線を見直し、新たに「明石港・木江・大田・大西港線」を運行します。(月～金曜日の5時～6時台、及び、土・日・祝日の5時～16時台に運行)
- 運賃を大人200円、小学生以下100円に改定します。

〔未就学児は同伴者(大人)1人につき1人に限り無料、障害者手帳等所持者及び同伴者は半額〕

従来のおと姫バスの路線は、少ない車両で町内全域をカバーしていましたが、多くの町民より「残機でわかりにくい」との声をいただいていた。また、令和6年度よりデマンド型おと姫バスの運行をスタートしたことも踏まえ、この度、従来路線を見直し、新たにわかりやすいルートの「明石港・木江・大田・大西港線」を運行します。そのため、特に、従来のおと姫バスをご利用の皆さまにはご不便をおかけすることになりますが、令和7年4月以降は、デマンド型おと姫バスも併用してご利用いただけますよう、よろしくお願いたします。

デマンド型(予約型)「おと姫バス」の見直し

※デマンド型とは、事前の予約に応じて自由ルートで運行するバスのことです

- 予約を取りやすくするため、運行車両を2台から4台(土・日・祝日は3台)に増車します。
- (乗降ポイント)の設置箇所を大幅に増やします。
- 運行時間を7時～21時に拡大します。
- 乗降場所と降車場所のルート上であれば、指定ポイント以外でも降車できるようになります(ただし乗車できるのは乗降ポイントのみ)。
- 運賃を大人200円、小学生以下100円に改定します。

〔未就学児は同伴者(大人)1人につき1人に限り無料、障害者手帳等所持者及び同伴者は半額〕

「デマンド型の予約がとりづらい」といった声が多くあったため、運行車両を増やすとともに、乗降ポイントも拡充します。一方で、サービス維持のために、運賃を200円(大人)とさせていただきます。より便利になったデマンド型おと姫バスを、ぜひご利用ください。

■乗降ポイントの見直しについて

現在、しまなみ海運株式会社により運航されている竹原1大島間の高速船が、利用者数の減少や並びに船員などの確保が難しくなるなど、月々もって運航休止する懸念がある。本町として生活に支えられている。また、高齢化が進む中、おと姫バスは、高齢者や障害者、子ども、妊婦さんなど、移動が困難な方にとって、重要な移動手段である。乗降ポイントの見直しは、高齢者や障害者、子ども、妊婦さんなど、移動が困難な方にとって、重要な移動手段である。乗降ポイントの見直しは、高齢者や障害者、子ども、妊婦さんなど、移動が困難な方にとって、重要な移動手段である。

3 | 広報大崎上島 2025.03

○ゆき姫試験運航の周知について

スマート海上バスゆき姫の試験運航の周知を図り、利用を促進するため、広報紙へ記事を掲載した。

掲載月	ページ	内容
R7.1	2	スマート海上バスゆき姫の試験運航開始について
R7.2	1	スマート海上バスゆき姫の便利な利用方法について
R7.3	1	スマート海上バスゆき姫のAI、カメラ、センサー等設置機器の説明

スマート海上バス ゆき姫 試験運航
～ちょっとだけ「未来体験」してみませんか?～

スタート 令和7年1月13日(水)～3月31日(月)
大崎上島町 ← 竹原市 (竹原港ビクター埠頭)

夜間便(往復) 運賃: 全日自
出島方面から竹原(5:15)か竹原方面から出島(21:15)に上島町へ向かうことができます。
竹原方面から竹原港(21:15)に上島町へ向かうことができます。

早朝便(片道) 運賃: 全日自
竹原方面から竹原港(5:15)に上島町へ向かうことができます。
出島方面から竹原(5:15)に上島町へ向かうことができます。

運航内容

運航便	運賃(全日自)
竹原 竹原港(ビクター埠頭) *22:10	22:50
大崎上島 白水港発	23:10
竹原 生野島 福満港発	23:35
竹原 竹原港(ビクター埠頭)	24:05

★「かくや姫号」の増設便 (21:15竹原フェリー着から乗継可能)

早朝便 運賃: 全日自

運航便	運賃(全日自)
大崎上島 生野島 福満港発	4:45
竹原 白水港発	5:05
竹原 竹原港(ビクター埠頭)	5:45

※「かくや姫号」の増設便 (6:07竹原フェリー着から乗継可能)

運賃 1,000円(消費税別)
下船時に現金もしくはPayPayでお支払いください。

お問合せ 運航に関すること: 株式会社エイトネット TEL 070-9251-9989
乗船券に関すること: 大崎上島町企画課 TEL 0846-65-3112

5 | 大崎上島 2025.01

○公共交通利用促進のための情報ツール等の製作

陸上交通の運行見直し、及び、ゆき姫試験運航の周知を図るため、チラシ及びポスター等の製作し、配布・掲示を実施した。

■ デマンド型おと姫バスの周知ツール

■ ゆき姫の周知ツール

デマンド型(予約型) おと姫バス
常期7年4月1日リニューアル!

利用料金 大人:200円 小学生以下:100円
予約可能! 誰でもすぐに予約可能!

運行経路 千原7時-千原9時

「デマンド型おと姫バス」の利用方法

0846-65-3231
0846-65-3112

大崎上島町 大崎上島

0846-65-3231
0846-65-3112

スマート海上バス ゆき姫
試験運航

スタート 令和7年1月13日(水)～3月31日(月)
大崎上島町 ← 竹原市

夜間便(往復) 運賃: 全日自

早朝便(片道) 運賃: 全日自

1,000円(消費税別)

070-9251-9989
0846-65-3112

スマート海上バス ゆき姫
試験運航

スタート 令和7年1月13日(水)～3月31日(月)
大崎上島町 ← 竹原市

夜間便(往復) 運賃: 全日自

早朝便(片道) 運賃: 全日自

1,000円(消費税別)

070-9251-9989
0846-65-3112

(2) 令和6年度交通対策事業実績・令和7年度予算について

ア 海上交通について

(ア) 高速船「竹原～大長」

a 運航収支

(単位:円)

区 分	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
営業収益	23,910,100	15,913,410	14,072,911	14,903,710	15,052,902	14,390,858
営業外収入	-	-	-	217,272	1,457,676	112,162
運航経費	63,910,100	60,162,242	67,978,392	68,716,105	71,874,742	73,458,606
差引欠損額	40,000,000	44,248,832	53,905,481	53,595,123	55,364,164	58,955,586

b 利用実績

区 分	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
旅 客	28,835人	21,039人	19,537人	20,523人	20,990人	19,911人

(イ) 安芸津フェリー

a 運航収支

(単位:円)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度予算
営業収益	227,818,000	225,523,000	265,410,000	255,568,000	263,277,000	257,050,000
営業外収益	3,555,000	36,960,000	479,000	2,538,000	4,357,000	1,800,000
運航経費	249,078,000	242,640,000	259,028,000	264,875,000	274,765,000	280,719,000
営業外費用	98,000	322,000	270,000	2,498,000	4,472,000	2,094,000
差引欠損額	17,803,000	△19,521,000	△6,591,000	9,267,000	11,603,000	23,963,000

b 広島県生活航路維持確保対策事業補助

(単位:円)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度予算
補助対象額	13,523,000	11,994,000	—	6,665,000	8,225,000	18,564,000
県補助金	6,761,000	5,997,000	—	3,332,000	4,112,000	9,282,000
東広島市分	3,380,750	2,998,500	—	1,666,250	2,056,250	4,641,000
大崎上島町分	3,381,250	2,998,500	—	1,666,750	2,056,750	4,641,000

※広島県補助分は、前年度10月から本年度9月までの欠損額の内、対象外経費を除き、1/2を補助し、残りの1/2については、協定により、東広島市・大崎上島町がそれぞれ1/2を負担。

c 利用実績

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
旅 客	162,086人	166,485人	187,289人	191,856人	189,220人
車 両	79,881台	80,892台	97,284台	96,017台	97,406台

(ウ) 大三島ブルーライン

a 運航収支

(単位:円)

区 分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度予算
営業収益	71,545,000	55,034,000	56,617,000	61,097,000	60,562,000	62,310,000
営業外収益	352,000	7,577,000	5,998,000	3,006,000	2,992,000	0
運航経費	116,692,000	141,535,000	154,890,000	160,663,000	155,660,000	165,980,000
営業外費用	3,486,000	3,514,000	3,184,000	3,515,000	2,525,000	2,196,000
差引欠損額	48,281,000	82,438,000	95,459,000	100,075,000	94,631,000	105,866,000

b 広島県生活航路維持確保対策事業補助

(単位:円)

区 分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度予算
補助対象額	33,634,000	44,617,000	49,837,000	48,098,000	55,221,000	57,258,000
県内分 (減価償却分除く)	8,408,000	11,154,000	12,459,000	12,024,000	13,805,000	14,314,000
県補助金	4,204,000	5,577,000	6,229,000	6,012,000	6,902,000	7,157,000
大崎上島町分	12,070,000	20,609,000	23,864,000	25,018,000	23,657,000	26,466,000

※大崎上島町補助分は、前年度(4月から翌3月)欠損額の内、千円未満を切り捨て、協定に基づき、今治市3/4、大崎上島町1/4の割合で負担。広島県補助分は、前年度10月から本年度9月までの欠損額の内、対象外経費を除き、1/2を補助金として広島県が補助。

c 利用実績

区 分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
旅客	47,563人	42,142人	46,869人	47,751人	51,503人
車両	18,173台	16,147台	19,069台	18,186台	19,354台

d 新造船について

新造船「みしま」は、平成31年4月22日から運航を開始している。

総建造費は453,600,000円(税込)で、内158,840,000円について、大崎上島町1/4、今治市3/4の割合で大三島ブルーライン株式会社に対し、平成31年3月に貸付を行った。

償還期間11年

貸付金額：39,710,000円

令和2年度貸付償還金額：8,360,000円

令和3年度から令和11年度貸付償還金額：2,850,000円/年

令和12年度貸付償還金額：5,700,000円

(エ) 町営フェリー「さざなみ」

a 運航収支

(単位:円)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度予算
営業収益	3,188,021	3,870,253	4,027,180	3,590,600	2,938,760	3,954,000
運航経費	100,438,322	95,328,354	94,043,113	95,910,312	92,210,475	103,025,000
差引欠損額	97,250,301	91,458,101	90,015,933	92,319,712	89,271,715	99,071,000

b 国・県補助金

(単位:円)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度予算
補助対象額	97,250,301	91,458,101	90,015,933	92,319,712	89,271,715	99,071,000
国庫補助金	51,178,817	42,630,935	42,414,744	46,643,365	42,163,859	38,918,000
県補助金	19,851,000	21,303,000	23,647,000	25,147,000	24,523,000	28,553,000

c 利用実績

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
旅 客	10,015 人	10,872 人	9,397 人	7,841 人	8,627 人
車 両	1,472 台	1,941 台	1,970 台	1,563 台	1,546 台

イ 陸上交通について

(ア) おと姫バス（定期路線型・デマンド型（予約型））の実績について

業務委託名	大崎上島町コミュニティバス（おと姫バス）指定管理
業務委託先	さんようバス株式会社
委託料	52,915,797円
委託期間	2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日

a 乗車状況（12ヶ月）

・運行経費（52,915,797円）÷乗車人数（35,093人）≒1,508円/人（前年1,705円/人）
乗車人員

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度	
				月平均	日平均
定時定路線型	16,492人	17,320人	14,695人	1,224.6人	40.3人
デマンド型	-	4,795人	20,398人	1,699.8人	55.9人
計	16,492人	22,115人	35,093人		

※R5.12月～運行開始

運賃収入（円）

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度予算
定時定路線型	1,428,800	1,492,610	1,291,780	6,418,000
デマンド型	-	467,850	2,006,510	
計	1,428,800	1,960,460	3,298,290	

委託料（円）

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度予算
定時定路線型	29,537,037	29,537,037	52,915,797	57,742,000
デマンド型	-	11,970,200		
計	29,537,037	41,507,237		

広島県市町等運行路線再編促進費補助金（円）

区分	H29年度	H30年度 ～R5年度	R6年度	R7年度予算
県補助金	1,283,000	-	1,524,000	7,862,000

- 県費補助は、前年度10月～本年度9月が補助対象期間
- 定時定路線型は、運行路線系統の内、経常収益率15%以上の路線が対象
- デマンド型は、収益率に関わらず補助対象路線となる
- 令和7年度よりコミュニティバスの運賃改定を行ったことから、定時定路線型の収益率が上がることで、また、デマンド型を4台に増車することにより算定基礎となる総走行キロ数が増えるため、補助金対象額も大幅に増える見込み

(イ) さんようバス乗車人員・生活交通路線維持費補助金・運賃補てん補助金

a 乗車人員（令和3年度～令和6年度）

令和3年度	101,780人
令和4年度	84,999人
令和5年度	85,715人
令和6年度	75,067人

b 生活交通路線維持費補助金（令和3年度～令和7年度）

令和3年度	416,519円
令和4年度	3,384,713円
令和5年度	3,497,199円
令和6年度	7,330,225円
令和7年度予算	7,331,000円

※国の補助金申請において、補助対象経常費用のうち、補助対象必要収益が20分の11必要であり、経常収益を差し引いて、更に不足する部分について町が補助金を支出している。

c 運賃補てん補助金（令和3年度～令和7年度）※平成29年度10月より実施

令和3年度	14,653,701円
令和4年度	15,455,320円
令和5年度	15,337,956円
令和6年度	13,759,592円
令和7年度予算	15,338,000円

※路線バスの運賃値下げによる欠損額を町が補助

(ウ) 竹原フェリーバス欠損額負担金（令和3年度～令和7年度）

令和2年度	2,319,750円
令和3年度	2,987,550円
令和4年度	2,679,300円
令和5年度	2,998,350円
令和6年度	2,872,800円
令和7年度予算	3,998,000円

※竹原港～竹原駅、中通、パルティフジまでの定期路線の欠損額を竹原市55%、大崎上島町45%の割合で補助

※ 陸上交通・海上交通欠損額の8割が国の特別交付税で措置
(本ページの竹原フェリーバス欠損負担金及び町独自施策であるバス運賃補てん補助金を除く)

(3) 大崎上島町地域公共交通計画に係る目標の評価指標達成状況について

① 町内における公共交通（陸上交通）の利用者数※

基準（令和元年度）	現状（令和6年度）	目標値（令和7年度）
113,800人	110,160人	基準の水準を維持

※コミュニティバス、路線バスの利用者数の合計値

② 本町の地域公共交通関連の支出額※

基準（令和元年度）	現状（令和6年度）	目標値（令和7年度）
12,565万円	約16,954万円 [高速船 5,896万円 ブルーライン 1,676万円 安芸津フェリー 206万円 さざなみ 2,258万円 おと姫バス 4,809万円 路線バス 2,109万円]	基準の水準を維持

※陸上交通、海上交通における支出額の合計額

③ コミュニティバス（おと姫バス）の収支率

基準（令和元年度）	現状（令和6年度）	目標値（令和7年度）
6.1%	6.2%	基準の水準を維持

④ 本町の観光客数※

基準（令和元年度）	現状（令和6年度）	目標値（令和7年度）
85,000人	51,570人	88,000人を上回る

※目標値は「大崎上島町第2次まち・ひと・しごと総合戦略」に準じて設定

⑤ 将来の交通手段をとっても不安を感じる町民の割合※

基準（令和2年度）	計画期間最終年に調査	目標値（令和7年度）
28.6%	— %	25%未満

※令和2年度町民アンケート「将来の交通手段に対する不安の程度」の回答より

⑥ 高齢者等への公共交通勉強会の開催回数

基準（令和2年度）	現状（令和6年度）	目標値（～令和7年度）
8回／年	20回／年	毎年8回以上

2. 協議事項

(1) 令和6年度収入支出決算（案）について

令和6年度大崎上島町公共交通連携協議会決算書

収入の部			(単位：円)		
款	項	目	予算額	決算額	備考
負担金	負担金	負担金	—	—	
補助金	補助金	補助金	4,593,000	4,593,000	町補助金
繰越金	繰越金	繰越金	—	—	
諸収入	諸収入	諸収入	1,000	1,837	預金利息
合計			4,594,000	4,594,837	

支出の部			(単位：円)		
款	項	目	予算額	決算額	備考
運営費	会議費	会議費	397,000	71,830	43回協議会報償費
				78,435	44回協議会報償費
				55,480	45回協議会報償費
				76,230	46回協議会報償費
小計			397,000	281,975	
運営費	事務費	事務費	50,000	0	
小計			50,000	0	
事業費	事業費	事業費	4,147,000	2,475,990	地域公共交通計画事業実施 支援業務
				526,570	公共交通利用促進業務
小計			4,147,000	3,002,560	
予備費	予備費	予備費	—	—	
小計			—	—	
支出計				3,284,535	
町へ戻入				1,310,302	執行残 1,308,465 円 預金利息分 1,837 円
合計			4,594,000	4,594,837	

令和6年度大崎上島町公共交通連携協議会
収入支出決算審査意見書

大崎上島町公共交通連携協議会規約第13条第3項の規定により令和6年度収入支出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果は、次のとおりである。

- 1 審査対象
令和6年度収入支出決算書および関係帳簿類
- 2 審査期日
令和7年4月22日
- 3 審査方法
令和6年度大崎上島町公共交通連携協議会収入支出決算書及び証書類について、関係帳簿類と照合して審査を行い、必要に応じて関係者の意見を求めた。
- 4 審査結果
審査に付された収入支出決算書及び証書類は、関係帳簿と符合しており、計数的にも正確であり、予算の執行状況も適正なものと認めた。

令和7年4月22日

大崎上島町公共交通連携協議会

監査委員（大崎上島町商工会 会長）





(2) 令和7年度収入支出予算（案）について

令和7年度大崎上島町公共交通連携協議会の予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ7,952千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 収入支出予算」による。

(支出予算の流用)

第2条 支出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

令和7年6月2日

大崎上島町公共交通連携協議会 会長 小田 博

第1表 収入支出予算

○ 収入の部

(単位:千円)

科 目			予算額	説 明
款	項	目		
1 負担金	1 負担金	1 負担金	—	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	7,951	大崎上島町補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	—	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1	預金収入
収入合計			7,952	

○ 支出の部

(単位:千円)

科 目			予算額	説 明
款	項	目		
1 運営費	1 会議費	1 会議費	420	協議会委員報酬等
	2 事務費	1 事務費	10	需用費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	7,522	業務委託料
3 予備費	1 予備費	1 予備費	—	
支出合計			7,952	

第2表 補助対象経費算出明細

補助対象経費の区分	補助対象経費 (千円)	積 算 内 訳	
会議費	420	委員報酬 (協議会5回分)	360,000 円
		振込手数料	59,400 円
		小計	419,400 円
事務費	10	事務消耗品代等	10,000 円
		小計	10,000 円
事業費	7,522	地域公共交通計画事業策定業務	4,884,000 円
		地域公共交通計画事業実施支援業務	2,145,000 円
		公共交通利用促進事業	489,500 円
		振込手数料	2,970 円
		小計	7,521,470 円
合 計	7,952		

(3) 令和7年度事業計画（案）について

① 大崎上島町公共交通計画の策定

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、大崎上島町地域公共交通計画を策定する。

② 陸上交通の運行及び改善事業

・おと姫バス、路線バスの利用状況の検証等

おと姫バス（定期路線型・デマンド型（予約型））、路線バスの利用実績等からサービス内容を検証し、必要に応じて改善の検討を行う。

③ 海上交通の運航及び改善事業

・フェリーの運航及び改善

利用者数等、利用状況を定期的に検証し、確保・維持、活性化に向けて、必要に応じて運航内容の検討等を行う。

④ 乗り継ぎ・待合い環境の改善事業

・公共交通利用者の快適利用に向けた環境整備

バス停へのベンチ新設等、公共交通利用者の快適性向上に向けた環境整備を検討する。

⑤ 地域公共交通利用促進事業

ア 町民を対象とした公共交通勉強会の実施

サロン等を対象として、公共交通勉強会を実施し、利用促進（デマンドおと姫バスの周知）等を図る。買い物支援の一環として、勉強会の回数・内容を充実させるため、運営を外部に委託し実施する。

イ 町広報紙へ協議会の事業紹介及び公共交通利用促進啓発記事を掲載

町広報紙を活用し、公共交通の利用促進及び協議会事業の実施状況を町民に報告する。

(4) 地域公共交通計画(第2期)の策定について

持続可能な地域公共交通体系の確保・維持を図るとともに、町内及び町内外の移動における利便性向上を図るため、「大崎上島町地域公共交通計画」を令和2年度に策定したが、本計画は令和7年度をもって計画終了となる。また、本町においては、新しい移動サービスであるデマンド型おと姫バスの本格運行(令和6年度より)、竹原大長航路(高速船)の運航休止(令和7年度より)など、計画期間に地域公共交通体系が大きく変化している。こうした状況を受けて、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、令和8年度から5カ年を期間とする「地域公共交通計画(第2期)」を策定する。

計画策定に向けては、アンケートやヒアリング調査等で町民ニーズ、及び交通事業者が抱える問題などを把握したうえで、本町において持続可能かつ利便性の高い地域公共交通体系の構築に向けた課題を整理するとともに、基本方針や目標、具体的な事業等の検討を行う。

① 計画策定までのスケジュール(案)

区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状把握										
住民ニーズの把握										
事業者意向の把握										
課題分析										
交通計画(案)検討										
パブリックコメント										
計画策定										

② 各種調査項目の概要

ア. 現状把握

- ・人口・社会経済指標、バス・船の利用者数、公共交通関連の町負担額等の客観的な指標を整理・分析し、本町の地域公共交通の現状をまとめる。
- ・長期総合計画等、地域公共交通に関係する本町のまちづくり計画を整理する。
- ・「大崎上島町地域公共交通計画(現行)」に準じて進めた各種事業の取組状況を整理する。

イ. 住民ニーズの把握

- ・全世帯へ町民アンケートを実施し、公共交通に係る意見やニーズを収集する。その際、令和7年4月からの陸上交通見直しに対する意見も把握する。

ウ. 事業者意向の把握

- ・交通事業者(町内の公共交通に関わる事業者を想定)へのヒアリング調査を実施し、運行(運航)サービス維持に向けた課題などを把握する。

大崎上島町公共交通連携協議会委員名簿

区 分	団体名	職名等	氏 名	備考
学識経験者その他協議会が必要と認める者（大学教授等）	広島商船高等専門学校	嘱託教授	岡山正人	
一般旅客自動車運送事業者	さんようバス株式会社	代表取締役社長	土井俊斉	
一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表	さんようバス株式会社	従業員代表	佐村 優	
一般旅客定期航路事業者	広島県旅客船協会	専務理事	迫田武利	
	山陽商船株式会社	代表取締役専務	日浦徹治	
	大崎汽船株式会社	代表取締役	川本公夫	
利用者又は住民代表者	大崎上島町議会	議長	閑田大祐	
	大崎上島町議会	産業建設常任委員会委員長	赤松良雄	
	大崎上島町連合区長会	副会長	桑原富生	
	大崎上島町商工会	会長	信谷 裕	監査
	大崎上島町社会福祉協議会	会長	有田卓也	
	大崎上島町地域女性連合会	会長	田房明美	
	大崎上島町観光協会	会長	中原幸太	副会長
国土交通省中国運輸局尾道海事事務所長又はその指名する者	中国運輸局尾道海事事務所	首席運輸企画専門官	大林正明	
国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	蔦 真	
広島県地域政策局地域振興担当部長又はその指名する者	広島県地域政策局	公共交通政策課長	水本全彦	
広島県警察竹原警察署長又はその指名する者	竹原警察署	大崎上島分庁舎長	平田和也	
大崎上島町副町長	大崎上島町	副町長	小田 博	会長
大崎上島町地域経営課長	大崎上島町	地域経営課長	三村竜也	
道路管理者	大崎上島町	建設課長	下川 昇	

大崎上島町公共交通連携協議会規約

制定 平成22年 7月 23日

(設置及び目的)

第1条 大崎上島町公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、又、道路運送法（昭和26年法律第183号）第1条の規定及び海上運送法（昭和24年法律第187号）第1条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な船舶及びバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1大崎上島町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送、航路の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 大崎上島町副町長
- (2) 大崎上島町地域経営課長
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表者
- (5) 一般旅客定期航路事業者
- (6) 一般旅客定期航路事業者の船員の代表者
- (7) 大崎上島町議会の代表
- (8) 利用者又は住民の代表
- (9) 国土交通省中国運輸局尾道海事事務所長又はその指名する者
- (10) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (11) 広島県地域政策局総括官（地域振興）又はその指名する者
- (12) 道路管理者
- (13) 広島県警察竹原警察署長又はその指名する者
- (14) 学識経験者その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は4年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長は委員の互選により定める。

- 2 会議の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認め

られる協議については、非公開で行うものとする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、大崎上島町企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1人置く。

2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、大崎上島町公共交通連携協議会財務規程に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年7月23日から施行する。

平成28年3月24日一部改正

平成28年8月31日一部改正

令和2年8月31日一部改正

令和3年12月15日一部改正

大崎上島町公共交通連携協議会財務規程

制定 平成22年7月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、大崎上島町公共交通連携協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、大崎上島町公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国からの補助金、大崎上島町からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に報告しなければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに大崎上島町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に報告しなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、大崎上島町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第13条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに大崎上島町長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月23日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程

制定 平成22年7月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、大崎上島町公共交通連携協議会規約第11条の規定に基づき、大崎上島町公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、大崎上島町企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、大崎上島町の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、大崎上島町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、大崎上島町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月23日から施行する。

平成28年8月31日一部改正

令和3年12月15日一部改正

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
大崎上島町公共交通連携協議会長の印	大崎上島町公共交通連携協議会印	古印体	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長